

【当該地域の所有者不明農地の概要】

・対象地の状況は、農用地区域内であり圃場整備が完了し現在耕作者（地域計画の受け手）ありだが、昭和 24 年に相続が発生し未登記のまま現在に至っており、相続人（共有者）が 12 人でその中の 1 人の孫に当たる方から相談を受けた。早急に、所有者不明農地制度を活用し促進計画への同意取得が必要である。

当該農地の概要	所有者が死亡し、相続人 12 名の農地
筆数や面積	1 筆、 1,113 m <sup>2</sup>

【簡潔な取り組み実績スケジュール】

探 索	9 ヶ月
公 示	2 ヶ月
促進計画認可手続	6 ヶ月

【支援地域の航空写真】



【農業委員会の取り組み内容、農業会議の支援内容】

・農業委員会において、今年度当初から中間管理機構と調整しながら調査を進めていたが、共有者の殆どが県外在住で 2 人の村在住者は既に亡くなっている。そんな中、当該事業の探索で相談を受け事業実施に踏み込む。共有者 12 人が、2 世代に渡って相続されているなど、調査内容が複雑かつ複数であるため、司法書士会へ農業会議との相互連携協定に基づき協力を求めた。

・農業会議と農業委員会で同意取得対象者の特定を進めても相続関係が複雑で作業が思うように進まない。しかし、司法書士の協力により作業の流れは順調である。

・相続登記に持ち分表記があるとしても、その後の相続発生により配分が変わることに注意が必要。

・この事業は、常に机を並べて同じ場所で作業する訳ではないので、進捗状況がわかりにくい。油断すると、月日がたつのを忘れ、時間の経過が速く感じる。

・戸籍調査開始から途中までは、相続による権利の持ち分はそのまま継続されると思っていたが、中間管理機構や司法書士の助言等により、相続発生ごとに権利の持ち分が変化することを勉強した。また、今回はかなり複雑な内容だったので、司法書士の協力は有難かった。